

水道料金（基本料金）の免除期間を延長します

物価高騰等の影響を受ける市民や事業者の皆さんの生活支援、および経済的な負担を軽減する支援策として実施中の、水道料金（基本料金）の免除期間を4カ月間から2カ月延長し、令和6年3月請求分までの6カ月間が免除の対象となります。また更なる支援策として、従量料金の一部（上限3,000円まで）を免除します。申請等の手続きは不要です。

◇免除対象者

免除の対象期間中に、市と給水契約をしているすべての水道使用者
※ただし、公共施設等や下水道使用料は対象外です。

◇免除の対象期間

・偶数月請求⇒令和6年2月請求分 ・奇数月請求⇒令和6年3月請求分

◇免除される基本料金（2カ月分）

（税込）

口 径	基本料金 (0㎡~10㎡)		従量料金(1㎡当たりの単価)		
	基本水量	金 額	水 量 (11㎡~20㎡)	水 量 (21㎡~60㎡)	水 量 (61㎡~)
13mm	10㎡まで	2,640円	77円	191.4円	225.5円
20mm		3,520円			
25・30mm		5,434円			
40mm		9,724円			
50mm		16,302円			
75mm		29,744円			
100mm		48,620円			

◇計算例（口径20mmで、70㎡使用した場合）

【免除前】

基本料金	従量料金			消費税	合計
10㎡まで	(11㎡~20㎡) 10㎡×70円	(21㎡~60㎡) 40㎡×174円	(61㎡~) 10㎡×205円		
3,200円	700円 + 6,960円 + 2,050円			10%	70㎡
				1,291円	14,201円

【免除後】

基本料金	従量料金			消費税	合計
10㎡まで	(11㎡~20㎡) 10㎡×70円	(21㎡~60㎡) 40㎡×174円	(61㎡~) 10㎡×205円		
0円	700円 + 6,960円 + 2,050円 - 3,000円			10%	70㎡
				671円	7,381円

◇その他

- ・検針票には、免除後の料金が記載されます。
- ・免除後の料金が0円になる場合は、納入通知書を送付しません。また、口座振替を利用されている場合は、振替（口座引き落とし）がありません。
- ・今回の免除について、市役所からの電話や訪問はありません。

【問い合わせ先】北茨城市役所 水道部業務課 料金係
電話番号：0293-43-1111（内線112～114）